

令和7年度松江市一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得が一定以下の世帯を対象に、松江市内の認可保育所等における一時預かり事業の利用料を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

一時預かり事業とは保育所・幼稚園等に在籍していない就学前のお子さんを、冠婚葬祭・通院・リフレッシュなどのため一時的に保育所などで預かる事業です。

対象者

一時預かり事業の利用日に松江市に住民票がある方で、次のいずれかに該当する場合。

1. 生活保護世帯
2. 住民税非課税世帯
3. 市町村民税の所得割合算額が 77,101 円未満である世帯（年収約 360 万円未満相当）

※幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は、対象となりません。

対象施設

揖屋幼保園 しんじ幼保園 やつか保育園

マリン保育所 美保関西保育所 美保関東保育所



詳細は松江市ホームページ (<https://www.city.matsue.lg.jp/>)

実施施設の一覧「令和7年度版一時預かり事業の概要」より確認できます。

助成額

1回の利用あたりの助成額

	4時間未満の利用	4時間以上の利用
3歳未満児	800円	1,600円
3歳以上児	650円	1,300円

※おやつ代・給食費・その他の実費などは免除の対象となりません。

助成を受けるには一時預かり事業の利用前に申請が必要です！！

申請～利用のながれ

1. 一時預かり事業を利用する施設にあらかじめ申請する。

2. 市で審査され、該当となれば利用料負担なしで一時預かりを利用することができる。

審査の結果、該当外となる場合もあります。

おやつ代などの実費のお支払いは別途必要です。

申請に必要な書類

- ①一時預かり利用料免除申請書（必須）
- ②所得状況を確認する書類（必要な方のみ）

《参考》

申請期間が令和7年4月～令和7年8月の場合

対象世帯	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
住民税非課税世帯	(令和6年1月1日時点の住所地が松江市外の場合) 令和6年度住民税非課税証明書
市町村民税の所得割合算額が77,101円未満 である世帯	(令和6年1月1日時点の住所地が松江市外の場合) 令和6年度市町村民税課税証明書 または 令和6年度市町村民税所得割額が確認できる証明書

申請期間が令和7年9月～令和8年3月の場合

対象世帯	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
住民税非課税世帯	(令和7年1月1日時点の住所地が松江市外の場合) 令和7年度住民税非課税証明書
市町村民税の所得割合算額が77,101円未満 である世帯	(令和7年1月1日時点の住所地が松江市外の場合) 令和7年度市町村民税課税証明書 または 令和7年度市町村民税所得割額が確認できる証明書

申請・利用にあたっての注意事項

- ・申請書類は対象施設および保育所幼稚園課でお受け取りいただけます。
- ・9月以降も継続して利用する場合は、世帯所得の確認のため施設へ再申請が必要です。
- ・助成期限は3月末となります。4月以降も継続して利用する場合は更新手続きが必要です。
- ・助成期間内に対象児童が保育所等へ入所した場合や松江市外へ転出した場合は、事由発生時点より本事業の対象から外れるため助成をうけることはできません。
- ・課税地が松江市の場合であっても、所得に関するお問い合わせについて電話等での回答はできかねますので、ご了承ください。
- ・一時預かり事業を利用中の方でも申請はできますが、さかのぼって助成をうけることはできません。

申請先・お問い合わせ

松江市こども子育て部保育所幼稚園課

松江市末次町86 (本庁舎2階 ④窓口)

TEL: 0852-55-5498

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分